

裁 決 書

審査請求人

上記代理人

福岡市博多区博多駅前2丁目8-1

処 分 庁 福岡市博多福祉事務所長

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から令和4年1月28日付けで提起のあった上記処分庁（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護費返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

主 文

本件処分を取り消します。

事案の概要

本件審査請求は、審査請求人が家賃補助として受給していた月額10,000円の給付金（特定障害者特別給付費）を処分庁が収入として認定していなかったことにより、住宅扶助費が過払となったとして、処分庁が本件処分を行ったところ、これを不服として、本件処分

の取消しを求めるものです。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件審査請求の趣旨は、本件処分取消しを求めるというもので、審査請求人はその理由として次のとおり主張しています。

(1) 本件返還金決定

ア 審査請求人が障害手帳の交付を受けた後の平成14年頃、審査請求人の母（以下「母」という。）は、審査請求人の看護養育を行うため、仕事を辞めて、春日市福祉事務所に対して、法による保護（以下「保護」という。）申請を行った。春日市福祉事務所は、申請のあと速やかに、保護開始決定を行った。

その頃、審査請求人は母と二人暮らしをしており、母が受給した保護費で生活をしていました。

審査請求人は、申請当時から障害年金（2か月毎に130,000円程度）を受給しており、保護の申請に際してその旨申告し、それ以降も、障害年金の収入について、毎回申告していた。

イ 母は、審査請求人が[redacted]（以下「工房」という。）で就労することを春日市福祉事務所に申告し、毎月の工賃収入を毎回申告していた。

ウ 保護を受給した当初から、母は春日市福祉事務所から、家賃が高いと指導を受けていたため（保護基準が月額42,000円程度であったところ、審査請求人らの家賃は月額45,000円程度であった）、平成29年5月1日、家賃の低い現在の居宅に引っ越した。

その際に、春日市福祉事務所から福岡市博多福祉事務所（以下「博多福祉事務所」という。）に保護世帯の継続手続がなされた。

エ 母は、同人が審査請求人を看護できなくなった時のことを常に案じており、母がいなくなっても審査請求人が生活できる状況を整えてあげたいと考えたため、平成29年10月から、審査請求人は、工房での就労を続けながら、平日は、工房の関連グループホームである障害者グループホーム「[redacted]」（以下「グループホーム」という。）で、休日は、母の居住する自宅で生活するようになった。

母が、グループホームへの入所について、担当ケースワーカーに相談したところ、担当ケースワーカーは、審査請求人と母の世帯分離を行った上で、審査請求人がグル

ープホームに入所するよう指示をした。

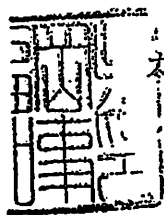
審査請求人及び母は、ケースワーカーの指示にしたがって世帯分離手続きを行い、審査請求人と母は、別々に保護費を受給するようになった。

したがって、博多福祉事務所は、審査請求人がグループホームに入所していること、同ホームの施設利用料が母の口座から引き落とされていることは、入所時から知っていた。

その後、本件処分を受けるまで、上記審査請求人の生活状況には変化がなかった。

オ 令和3年12月になって、博多福祉事務所の過誤により、審査請求人がこれまで受領してきた月額10,000円の家賃補助（特定障害者特別給付費）が、実は認定されていなかったことが判明した。

すなわち、博多福祉事務所側の一方的な解釈の誤りにより、平成29年12月から令和3年11月にかけての48か月間、合計480,000円が保護費として過誤払されてきたことが判明した。



カ 博多福祉事務所は、令和3年12月9日付けで、法第63条に基づき、審査請求人に対して、本件過誤払金につき全額の返還を命じる旨の処分を行った。博多福祉事務所は、本件返還金決定をするに当たり、審査請求人の生活実態、本件過誤払にかかる金銭の使途等の調査を一切しなかった。

審査請求人には、預金などの資産が全く無く、返還は不可能な状況である。

(2) 本件返還金決定に裁量権の逸脱、濫用があること

ア 判断基準について

法第63条は、被保護者は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに返還しなければならないとしつつも、その返還すべき額は、その受けた保護金品全額とはせず、これに相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額としており、被保護者に返還させる金額の決定について、保護の実施機関に一定の裁量を与えている。

これは、本来支弁されるべきではなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは、全額返還とされるはずであるところ、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合等全額を返還させるのが不適当な場合や全額を返還させるのが不可能な場合もあるので、返還額の決定については、被保護者の状況を知悉し得る保護の実施機関の裁量に委ねる趣旨の規定と解される。そして、「生活保護手帳（別冊問答集）2012」に

も、法第63条の運用について、法第63条に規定する保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合については、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額の範囲において、その額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いをして差し支えないとの方針が示されているところ、この方針は、上記趣旨を示したものといえる。

このような法第63条の趣旨等によれば、保護の実施機関が、返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきであると解される。そして、その裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの司法判断においては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となるとすべきである（最高裁判所平成18年2月7日第3小法廷判決・民集60巻2号401頁参照）。

イ 本件へのあてはめ

(ア) 審査請求人への説明、調査がなされていないこと

処分庁は、担当ケースワーカーを介して、本件過支給が発覚した令和3年11月頃に、審査請求人及び母に、本件過支給が生じたことを説明した。そして、担当ケースワーカーらは、本件過支給の原因が全て処分庁のミスにあり、返還を求める可能性があることを審査請求人に謝罪した。

その後、返還しなければならない理由や返還額、返還方法について説明したり、過誤払した金員をどのように費消したかをヒアリングすることもなしに、令和3年12月9日、博多福祉事務所は審査請求人に対し、郵送にて保護費の返還に関する書面及び履行延期申請書を送り付けた。

現時点でも、博多福祉事務所から審査請求人に対し、どのような理由で認定外の家賃補助月額10,000円が支給されていたのか、きちんとした説明は未だになく、審査請求人には、家賃補助月額10,000円の返還請求が妥当なものなのか検討する判断材料すら与えられていない。

以上のことからすれば、本件過支給費用の全部又は一部の返還をたとえ分割によ

る方法によってでも求めることが、審査請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、審査請求人及びその世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をしていないと言える。

(イ) 過支給の責任が審査請求人にあること

4年もの長期間にわたり過支給が看過された結果、審査請求人に対する過支給の生活保護費の合計が480,000円（保護費の11か月分超）にまで膨らんだものと認められる。

博多福祉事務所は、審査請求人の財産や収入を見落としていたわけではないし、容易に審査請求人の収支や生活状況を把握できる状況にありながら、4年もの長期間にわたって、過誤払を行っている。

過支給について、審査請求人の落ち度は全く無く、そのことは博多福祉事務所の担当者も認めている。

仮に審査請求人側に落ち度があったというのであれば、審査請求人のどの行為に帰責性があるというのか、具体的に明示されたい。

(ロ) 審査請求人に過支給の認識がなかったこと

審査請求人は、令和3年11月頃、担当ケースワーカーから、本件過誤払が生じたことを告げられたが、それまで本件過支給が生じていたことを知らなかった。

また、上記で述べたとおり、現時点でもなぜ月額10,000円の家賃補助が過支給となるのか説明がないため、審査請求人は過支給があったかどうかすら判断できない。

(ハ) 返済条件が不合理であること

審査請求人は精神障害があり、工賃も月額10,000円未満しかもらえておらず、今後も保護を脱する見込みがない。

にもかかわらず、審査請求人に対し、令和8年1月に421,000円を一括で返還することを迫っている。

博多福祉事務所が審査請求人に要求した返還方法は、審査請求人の生活や自立更生を全く考慮していない。

なお、履行延期申請書の「納入年月」欄をみると、「令和3年2月」から返還すること記載されており、これは「令和4年2月」の誤記であると考えられる。

履行延期申請書という審査請求人の財産や生活に関わる重要な書面に誤記があることからしても、博多福祉事務所が返還決定を行うにあたり、十分な調査もせずに、

焦って返還決定を行ったことが窺われる。

(オ) 結語

上記(ア)から(エ)で述べた審査請求人の生活実態や収入、審査請求人が過支給が生じていたことを知らなかったことを併せ考慮すると、審査請求人が保護費を生活費として全て費消したことは明らかであり、審査請求人が本件過誤払金を浪費したとの事実は認められない。

そして、こうした状況において、480,000円の本件過誤払金につき全額返還を命じることは、審査請求人の自立を著しく阻害する可能性があったものと言わざるを得ない。

にもかかわらず、処分庁は、本件返還金決定に際し、審査請求人の生活実態、本件過誤払金の使途等についての調査を行わず、本件返還金決定をしたものである。

以上のような事情によれば、本件返還金決定は、全額返還が審査請求人の自立を阻害するかを考慮していない点で判断要素の選択に合理性を欠き、その判断は、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる。

したがって、本件返還金決定は、裁量権の逸脱ないし濫用があったものとして違法であり、取消しを免れない。

(3) 処分庁側で特定障害者特別給付費を容易に把握できたこと

ア 処分庁は、審査請求人及び母から特定障害者特別給付費についての申告がなかったために、処分庁側で、審査請求人が特定障害者特別給付費月額10,000円を受給していたことを把握することができなかったと主張している。

しかしながら、以下に述べるとおり、処分庁側で審査請求人が特定障害者特別給付費を受給していることは容易に把握できたと言える。

イ 処分庁側の主張によれば、特定障害者特別給付費は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の一部施行により障害者自立支援法による共同生活援助（グループホーム）に係る支給決定を受けている障害者に対し、月額10,000円を支給されることとされ、特定障害者特別給付費は事業者による代理受領が可能だということであり、審査請求人が同給付費を受給する以前から、処分庁側はそのような制度があることを熟知していたはずである。

特定障害者特別給付費は、特定障害者に対し、指定障害者支援施設等で特定入所サービスを受け、食事の提供に要した費用や居住に要した費用について、市町村から支給されるものである。

通常、同給付費の受給決定の窓口は、市町村の障害者福祉の窓口であり、同給付費は市町村から指定障害者支援施設等に支給される。

本件において、審査請求人が特定障害者特別給付費の支給条件を満たすことを処分庁も知っていたはずである。また、関係する行政機関内で受給決定についての情報共有は当然行われたはずであるから、処分庁は審査請求人が同給付費の受給決定を受けていたことは知っていた（または知っていて然るべきであった）と言える。

(4) 審査請求人側の未申告に落ち度がないこと

母は、狭心症、うつ病を患っており、非常に複雑な障害者に対する給付金のシステムを理解できていない。

したがって、処分庁としても、審査請求人はもちろん、母が特定障害者特別給付費の受給について理解していない可能性があることは分かっていたはずである。

本件では、審査請求人はグループホームから年に1回、資金収支計算書を受領して、入居者がグループホームに支払った金額から、実際に掛かった実費を控除した金額を精算するシステムとなっているが、同資金収支計算書の収入の家賃欄をみて、「特定障害者特別給付費」との記載は一切ない。母が同給付費を受給していたことを理解できないのも無理はない。

また、審査請求人及び母が、障害者であることを理由として行政庁から支給する給付金については、処分庁側が当然把握しているものと考えていたとしても、無理からぬところがある。

したがって、審査請求人側に未申告の落ち度はない。

(5) 使途の調査が不十分であること

処分庁の主張によっても、過誤払にかかる金銭の使途の調査としては、審査請求人又は母に対し、使途を聞いて、「生活費に使った」との回答を得ただけである。

生活費のうち何の費用なのか具体的な使途を確認していないし、使途の裏付け調査も行っていない。

(6) 返還条件が不合理であること

処分庁は、「令和8年1月に421,000円の履行延期手続が可能であることも説明」していることから、本件処分は適法であると主張している。

しかしながら、処分庁が審査請求人に署名捺印させようとした履行延期申請書をみると、どこにも、再度の履行延期手続が可能であると記載されていない。むしろ明確に、令和8年1月に421,000円を納入しなければならない旨が記載されており、再度の履行延期手続が可能だとしても、それは処分庁側の都合次第であるこ

とは明らかである。

したがって、仮に上記説明があったとしても、本件返還条件が不合理であることに変わりはない。

- (7) 令和3年11月5日頃、担当ケースワーカーが母宅を訪問した際、ケースワーカーが母から、「貯金等はない」「高額なものを買ったこともない」「日々の生活費に消費してしまった」と聞き取りしたことは否認する。

上記訪問の際、担当ケースワーカーは、母に対し、一方的に金員を返還するように求めるだけで、特定障害者特別給付費の用途について全く聞き取りをしなかった。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由を要約すると、次のとおりです。

(1) 本件処分に至るまでの経緯

ア 処分庁は、平成29年5月8日から母を世帯主として母と同一世帯で保護を開始した。

同年10月10日より、審査請求人がグループホームへ入所したことに伴い、同年12月1日付けで母世帯の分解を行い、審査請求人に対し単身世帯で保護を適用した。

同年11月10日、処分庁職員は、審査請求人よりグループホームの利用契約書を受理し、同月21日、住宅扶助交付申請書兼家賃証明書（以下「住宅扶助交付申請書」という。）を受理した。

イ 同年12月1日以降、住宅扶助交付申請書に基づき、処分庁は審査請求人に対し住宅扶助費月額20,000円を支給開始した。その際に特定障害者特別給付費についての申告はなかった。

その後、令和4年2月24日に至るまで、審査請求人及び金銭管理をしている母より特定障害者特別給付費についての申告はなかった。

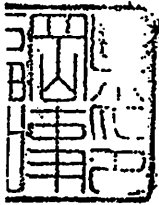
ウ 令和3年10月28日、処分庁職員は特定障害者特別給付費の確認のため、審査請求人の入居するグループホーム事業者に対し特定障害者特別給付費による家賃補助の適用がなされているかを電話にて聴取した。その結果、グループホーム事業者が特定障害者特別給付費月額10,000円を代理受領し、審査請求人からは家賃月額20,000円を徴収した後、特定障害者特別給付費の代理受領分について諸経費を精算した上で、審査請求人へ還付していることが判明した。同日、審査請求人の金銭を管理している母に対し特定障害者特別給付費による家賃補助について電話にて聴取したところ、母が認識していなかったためその内容等を説明し、審査請求人が入所当初より

家賃補助を受けていることを伝えた。

エ 同年11月5日、処分庁職員は、審査請求人の金銭管理を行っている母宅を訪問した。グループホーム事業者から審査請求人に対して特定障害者特別給付費代理受領分の還付がなされていることが分かったため、同年12月分から、住宅扶助費がこれまでの20,000円から特定障害者特別給付費10,000円を控除して10,000円に減額となる旨を説明した。

また、過去の住宅扶助費については過払となっている旨を説明し、使途について尋ねたところ生活費に費消したとのみ回答があり、具体的な内容には言及されなかった。後日返還となることを伝えたところ、「おそらく一括での支払は難しいと思われる」との申し立てがあったため、月1,000円程度の分割での支払も可能と説明すると、母より月1,000円であれば可能であるとの承諾を得た。

オ 同年11月24日、当福祉事務所における返還会議にて、本件処分について決定とする旨決議された。



カ 同年12月8日、処分庁職員は、審査請求人の通所する福祉施設を訪問し、審査請求人と面談した。その際には母も同席した。母から、「住宅費の返還金等については審査請求人には理解できないこと」及び「審査請求人に不安を与えたくないために審査請求人には話さないでほしい」との要望があったため、審査請求人には返還金等の話はしなかった。母より本件処分についてのものは全て母宛てに送付してほしい旨の申し出があり、了解した旨を伝えた。

キ 同月9日、処分の相手方を審査請求人とする「保護費の返還について」の決定通知を母宛に送付した。

ク 同月13日、母が来所し、本件処分について、特に名義が審査請求人になっていることについて納得いかないと訴えがあった。また、過去の担当職員の謝罪を求める旨の発言があったため、過去の担当職員に説明不足の点があったとすれば現在の担当職員として謝罪する、と伝えた。なお、本件処分については、過払になっている保護費の返還を求めるものと説明した。審査請求人宛に通知を送付したことについて母は納得されず、「審査請求人に障害があり、理解できないこと」、「単独で手続ができないこと」について申し立てがあった。処分庁職員は母に、手続や実際の納付等について母が代理で手続できることを説明した。しかし、母は本件処分の決定の相手方が審査請求人であるため、審査請求人の将来を思い不安を訴えた。その上で、母は、「弁護士に相談する」とのことで、その場は帰宅した。

ケ 令和4年1月28日、審査請求人代理人が本件審査請求を提起した。

(2) 本件処分に關する処分庁の意見

住宅扶助費については、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表3の2に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助の基準額の範囲内において必要な額を計上することとしている。

平成29年12月1日以降、住宅扶助交付申請書に基づき、処分庁は審査請求人に対し住宅扶助費月額20,000円を支給開始した。その際に特定障害者特別給付費についての申告はなかった。

令和3年10月28日、処分庁職員がグループホーム事業者に対し特定障害者特別給付費について聴取したことにより、家賃補助を受けていることが判明した。

審査請求人は、入所しているグループホームの家賃として月額20,000円をグループホーム事業者に支払い、グループホーム事業者は、審査請求人の特定障害者特別給付費として月額10,000円を代理受領した後、諸経費を精算してから審査請求人に還付していた。還付時に申告がされていれば、その時点で法第63条の返還又は収入認定の取扱いができたが、これまで、グループホーム事業者からの情報提供も審査請求人及び母からも申告はなかった。

処分庁は、家賃補助を受けた額に相当する保護費については過払となっており、この額について、審査請求人は資力があるにもかかわらず保護を受けたものとして、法第63条による保護費返還決定処分を行った。

返還決定にあたっては、母に対して、還付金の使途等の生活状況を聴取したが、生活費に費消したとのみの回答であり、控除が検討できるものはなかった。

また、月々の返済額については、母に対し、毎月の生活費を圧迫しない程度の金額に分割の上納付できる旨の教示を行い、その上で令和3年11月5日に母への説明時に月1,000円の分納にて支払を行うことについて提案し承諾を得たものである。

なお、令和3年12月からは特定障害者特別給付費の代理受領を確認したため、住宅扶助費については月額10,000円を控除して認定している。

(3) 「処分庁側で特定障害者特別給付費を容易に把握できたこと」について

ア 「特定障害者特別給付費を受給していることについて容易に把握できたこと」については否認する。特定障害者特別給付費は、事業者による代理受領が行われる場合と、本人に支払われる場合がある。代理受領が行われる場合は、事業者から被保護者に請求される家賃は、特定障害者特別給付費が減額されることになるが、事業者は、特定障害者特別給付費が減額される前の家賃を審査請求人に請求していた。事業者は特定障害者特別給付費を代理受領し、諸経費を精算してから、審査請求人に還付していた

が、還付金があったことについて、審査請求人及び金銭管理をしている母から申告はなかった。以上の理由から、特定障害者特別給付費を受給していたことを容易に把握することはできなかった。

イ 「関係する行政機関内で受給決定についての情報提供は当然行われたはずであるから、処分庁は審査請求人が同給付費の受給決定を受けていたことは知っていた（または知っていて然るべきであった）」については否認する。関係機関内で、障害福祉サービス受給決定の情報共有は当然に行われるものではない。

また、照会について義務付ける規定はない。保護受給者について障害福祉サービスが適用されているか否かを関係機関の間で共有するような情報提供は行っていない。

ウ 関係機関への照会については利用者本人より申告があり、かつ、その申告の内容が不十分であり、その申告内容について裏付け調査が必要となる場合等、福祉事務所が必要と判断したときに照会を実施している。したがって、本件の場合にはまず利用者本人である審査請求人や金銭管理をしている母より少なくとも収入状況についての申告を得られなければ把握することは困難であったと思料する。

(4) 「審査請求人側の未申告に落ち度がないこと」について

「審査請求人側に未申告の落ち度はない」については否認する。法第61条の規定により「被保護者は収入、支出、その他生計の状況について変動があったとき、又は住居地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施期間又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」と定められており、審査請求人及び母にも、申告の義務があることを説明している。審査請求人及び母が、特定障害者特別給付費の受給について理解していなかったとしても、グループホームから「資金収支計算書」の結果、利用料金が返還されていることについて、申告する義務がある。

(5) 「使途の調査が不十分であること」について

「生活費のうち何の費用なのか具体的な使途を認識していないし、使途の裏付け調査も行っていない」については否認する。理由は、母より「生活費に費消してしまい、全く残っていない」との回答を得て、既に生活費に費消した保護費について、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5の（答）の(2)のエの①の規定により自立更生の範囲には含まれないと判断したからである。

また、実際に毎月の生活費に費消してしまった保護費の使途について審査請求人に詳しく述べさせることは精神疾患のある母にとっては精神的な負担も大きいと判断し、詳しく調査は行っていない。

(6) 返還条件が不合理であること

「審査請求人に署名捺印させようとした」という点については否認する。処分庁としては、一括での支払が難しいであろうことから、令和3年11月5日、母宅を訪問した際に、分割認定での支払が可能であると説明し、分割納付を希望するのであれば申請が必要との説明をしており、署名捺印を強制したことはない。

「令和8年1月に421,000円を納入しなければならない旨が記載されており」についても否認する。

履行延期申請書については、本来一括で認定すべき返還金についてその世帯の自立助長を妨げないために、その履行を延期すべく審査請求人が申請するものであり、処分庁が納付を命じるものではない。令和8年1月の時点で421,000円を審査請求人が一括で支払うことが、世帯の自立助長を妨げるとのことであれば、審査請求人が再度履行延期申請書を提出することになる。

またそのことについて、処分庁職員は審査請求人の母に説明をしている。

(7) グループホーム事業者を確認するまでの経緯について

令和3年4月15日に担当ケースワーカーの変更があり、新担当が同年10月頃ケース台帳の一斉点検を行った際に、審査請求人に対する特定障害者特別給付費の認定について疑義が生じたため、同年10月28日にグループホーム事業者に対し電話確認を行ったものである。

(8) 母が申告することが可能だったと判断した理由について

令和3年10月28日グループホーム事業者に電話で確認した際に、グループホーム事業者から各種経費を精算の上、特定障害者特別給付費については毎年審査請求人に還付しているとの回答を得た。そのため、審査請求人及び母が特定障害者特別給付費の支給に気づいていなかったとしても、グループホームから毎年還付金を受領していることを母が認識していた以上、福祉事務所への収入の申告をすることは可能であると判断した。

(9) 自立更生費の範囲に含まれないと判断した理由について

令和3年11月5日に母宅を訪問し、保護費の過払の件及び返還について説明を行った際に、グループホームからの還付金の使途について確認した。その際、母より、「貯金等はない」「高額なものを買ったこともない」「日々の生活に消費してしまった」と聞き取った。

グループホームからの還付金について、収入の申告なく、毎月の生活費に費消した分については、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24

年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会援護局保護課長通知。以下「平成24年通知」という。)の1の(1)の④の(ア)のいわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む)にあたるとして、自立更生の範囲には含まれないと判断したものである。

(10) 障害福祉サービス受給者証の写しについて

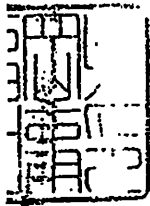
平成29年5月8日に審査請求人及び母が保護の開始申請を行った際に、審査請求人の障害福祉サービスの受給者証の提出を受けている。

(11) 母の病状を把握していたかについて

母も処分庁にて保護受給中であり、医療扶助を行っている。そのため、病状について把握しており、病名(うつ病)、病状についての回答を得ている。また、狭心症のため通院中ということも確認している。

(12) 特定障害者特別給付費に係る連絡について

福岡市においては、特定障害者特別給付費に関して事業者を支払がされる場合、特定障害者本人に通知書を送付している。通知書には特定障害者特別給付費の月額、給付費の適用期間等が記載されている。



本件における特定障害者特別給付費の事業者への支払に関して審査請求人は春日市から給付を受けているので、福岡市は審査請求人に連絡を行っていない。

理 由

1 認定した事実

審理関係人の主張及び審理関係人から提出された証拠書類等から次の事実が認められます。

- (1) 平成29年5月8日から、処分庁は、母を世帯主として審査請求人の保護を開始したこと。

同日、処分庁は審査請求人の障害福祉サービス受給者証を受領しており、同受給者証には特定障害者特別給付費(共同生活援助又は重度障害者等包括支援)の支給内容について次のとおり記載されていること。

ア 支給額 10,000円/月

イ 支給期間 平成28年10月1日から平成29年9月30日まで

- (2) 平成29年10月10日、審査請求人はグループホーム事業者と契約したこと。契約の期間は平成29年10月10日からで、家賃は月額20,000円であること。

- (3) 同年11月10日、処分庁は審査請求人から、グループホームの利用契約書を受領した
こと。
- (4) 同月21日、処分庁は審査請求人から住宅扶助交付申請書を受領したこと。同書類に
は、家賃として20,000円と記載されており、工房の管理者により家賃について相
違ない旨の記載及び押印があること。
- (5) 同年12月1日付けで、処分庁は母の世帯から審査請求人を分離し、審査請求人に対
し単身世帯として保護を適用したこと。
- (6) 同月7日以降、処分庁は審査請求人に対し、住宅扶助交付申請書に基づいて、住宅扶
助として月額20,000円を交付したこと。
- (7) 令和3年10月28日、博多福祉事務所の職員が電話にてグループホームに聴取を行
い、家賃20,000円となっているが、特定障害者特別給付費による家賃扶助につい
てはどうなっているか確認したところ、「月額10,000円の補助を保護開始時より
受けている。一旦、審査請求人に家賃月額20,000円を請求し、後日諸経費を精算
の上、審査請求人に返還している。」との回答があったこと。

同日、博多福祉事務所の職員は母に架電し、グループホームから確認した上記内容に
ついて説明したこと。また、実際の家賃は10,000円となるため、同年12月以降
の保護費については、10,000円少なくなること、これまで支給した保護費が過払
になっているため、返還が必要であることを伝えたこと。

- (8) 同年11月5日、博多福祉事務所の職員は母宅を訪問し、審査請求人の家賃及び過払
金について説明したこと。また、母がグループホームに特定障害者特別給付費について
確認したところ、「10,000円の補助金があることは判ったが、今までそのことは
知らなかった。今までグループホームからお金は還付されていたが、そのお金につい
ては審査請求人がグループホームに支払いした利用料等が返ってきているとの認識であっ
たため申告の必要があるとは思っておらず、生活費に使ってしまった。」と回答したこ
と。

なお、博多福祉事務所の職員から、審査請求人及び母に対し、生活費の詳細について
の聞き取りについては行われていないこと。

- (9) 同月11日付け不当受給事件報告書には、審査請求人に対し、平成29年12月分
から令和3年11月分までの48月分の家賃差額合計480,000円について、法第6
3条に基づき全額の返還を求める旨が記載されていること。

なお、同報告書には、返還額における自立更生費の有無について検討した旨の記載はな
いこと。

- (10) 同年11月24日、博多福祉事務所にて返還会議が開催され、上記(9)に基づき、平成29年12月分から令和3年11月分まで48月分の家賃の差額合計480,000円の全額の返還を求めるとした本件処分を決定したこと。

なお、返還会議において、返還額における自立更生費の有無について検討した記録はないこと。

- (11) 令和3年12月9日付けで、処分庁は本件処分を行ったこと。
(12) 令和4年1月28日付けで、審査請求人は本件審査請求を提起したこと。
(13) グループホーム事業者から母に提出された資金収支計算書（平成30年4月1日から31年3月31日まで）には、特定障害者特別給付費について記載されていないこと。

2 本件処分に係る法令等の規定について

- (1) 日本国憲法第25条第1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定め、これを受け、法第1条は「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と定めています。

- (2) 法第4条第1項は、保護について、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨を定めており、生活に困窮する者に同項の規定にいう「利用し得る資産」たる金銭収入等が認められる場合、これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することを求めています。

- (3) 法第14条1項は、住宅扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、次に掲げる事項の範囲内において行われると定めています。

一 住居

二 補修その他住宅の維持のために必要なもの

- (4) 法第61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない旨を定めています。

- (5) 法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を定めています。

- (6) 法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

2条第9項第1号に規定する法定受託事務であり、当該事務は、法令のほか、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社発第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）等に基づいて行われています。これらの国からの通知は、法定受託事務の処理基準と位置づけられています。そのほかにも生活保護担当職員用の手引書として問答集が出されており、これも活用しながら、生活保護の事務が行われています。

- (7) 局長通知第7の4の(1)のアは、住宅扶助費について、保護基準別表第3の1の家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若しくは借間であつて家賃、間代等を必要とする場合又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定することと規定しています。

- (8) 「特定障害者特別給付費の対象拡大に伴う生活保護制度上の取扱いについて」（平成23年9月14日付け厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡）の1は、特定障害者特別給付費（補足給付）の内容について、「補足給付として、『障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律』（平成22年法律第71号）の施行により障害者自立支援法による共同生活援助（グループホーム）又は共同生活介護（ケアホーム）に係る支給決定を受けている障害者に対し、月額1万円（略）を支給することとされ、補足給付は事業者による代理受領が可能とされている。」としています。

また、同事務連絡2の(1)は、代理受領が行われる場合の住宅扶助費の認定について、「補足給付を受ける被保護者について、事業者による代理受領が行われる場合は、契約している家賃額から当該補足給付を控除した額を住宅扶助費として認定すること。（後略）」としています。

- (9) 問答集問13-5の答の(2)は、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないことを定めています。

ア 盗難等の不可抗力による消失した額（事実が証明されるものに限る。）

イ 家屋補修、生業等の一時的な経費であつて、保護（変更）の申請があれば保護費の

支給を行うと実施機関が判断する範囲のものにあてられた額（保護基準額以内の額に限る。）

ウ 当該収入が、次官通知第8の3の(3)に該当するものにあつては、課長通知第8の40の認定基準に基づき実施機関が認めた額（事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるもの限り同様に取り扱い差し支えない。）

エ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上認容される程度として実施機関が認めた額。

なお、次のようなものは自立更生の範囲には含まれないものである。

- ① いわゆる浪費した額
- ② 贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額
- ③ 保有が容認されていない物品等の購入のためにあてられた額

オ 当該収入があつたことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあつては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額。

10 平成24年通知の1の(1)では、返還対象額について、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとしています。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない旨を定めています。

①～③ 略

④ 当該世帯の自立更生のためやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

(ア) いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）

(イ)～(エ) 略

3 判断

法第63条は、被保護者は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに返還しなければならないとしつつも、その返還すべき額は、その受けた保護金品全額とはせず、これに相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額とし

ており、被保護者に返還させる金額の決定について、保護の実施機関に一定の裁量を与えています。

これは、本来支弁されるべきではなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは、全額返還とされるはずであるところ、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合等全額を返還させるのが不適当な場合や全額を返還させるのが不可能な場合もあるので、返還額の決定については、被保護者の状況を知悉し得る保護の実施機関の裁量に委ねる趣旨の規定と解されています（福岡地裁平成26年3月11日判決・賃金と社会保障1615・1616号112頁）。

また、問答集問13-5の答の(2)にも、法第63条の運用について、法第63条に規定する保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合については、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額の範囲において、その額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いをして差し支えない旨が示されているところ（同(2)のエ）、これは、上記趣旨を示したものと いえます。

このような法第63条の趣旨等によれば、保護の実施機関が返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品（自立更生費）の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきものであり、その裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの判断においては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合には、裁量権の逸脱又は濫用として違法となると解すべきです（最高裁判所平成18年2月7日第3小法廷判決・民集60巻2号401頁参照）。

以上を踏まえ、以下では本件処分における判断要素の選択や判断過程において、合理性を欠くところがないか検討していきます。

(1) 自立更生費の有無の具体的な検討について

処分庁の令和3年11月11日付け不当受給事件報告書には、審査請求人に対し、平成29年12月分から令和3年11月分までの48月分の家賃差額合計480,000円について、法第63条に基づき全額の返還を求める旨が記載されており、同年11月

24日、博多福祉事務所にて返還会議が開催され、不当受給事件報告書の記載内容に基づき本件処分が決定されたことが認められます。

また、博多福祉事務所の職員は令和3年11月5日に母宅を訪問し、保護費の過払の件及び返還について説明を行った際に、グループホームからの還付金の使途について確認し、その際、母から、「貯金等はない」「高額なものを買ったこともない」「日々の生活に消費してしまった」と聞き取り、グループホームからの還付金について、収入の申告なく、毎月の生活費に費消した分については、平成24年通知の1の(1)の④の(7)のいわゆる浪費した額にあたるとして、自立更生の範囲には含まれないと判断したと主張しています。

しかしながら、処分庁は実際に毎月の生活費に費消してしまった保護費の使途について審査請求人に詳しく述べさせることは精神疾患のある母にとっては精神的な負担も大きいと判断し、詳しく調査は行っていないと主張しています。

また、不正受給事件報告書やケース記録等の審理関係人から提出された証拠書類には、聞き取り内容やその内容を踏まえての自立更生費について検討したことに関する記載はありません。

これらのことから、処分庁は過払となった保護費について生活費に費消したとの聞き取りは行っているものの、生活費の詳細な内容についての調査は行っておらず、費消した保護費が自立更生費に該当するかどうかについて具体的に検討したものであるとは認められません。

(2) 自立更生費についての説明及び助言について

博多福祉事務所の職員が母に対し特定障害者特別給付費による家賃補助について電話にて聴取したところ、母が認識していなかったと主張しており、令和3年11月5日に、博多福祉事務所の職員が本件過払金について母に説明したところ、母は「10,000円の補助金があることは判ったが、今までそのことは知らなかった。」と回答していることから、母は、特定障害者特別給付費に相当する保護費が過払となっていることを、博多福祉事務所の職員から説明されるまで認識していなかったことが認められます。

また、博多福祉事務所の職員による母からの聞き取りが行われた令和3年11月5日から、本件処分が行われた同年12月9日までの間に、処分庁が審査請求人及び母に対し、自立更生費について説明及び助言を行ったことを示す記録は提出されていません。

したがって、処分庁は審査請求人に対し自立更生費についての説明及び助言を行ったものと認められず、審査請求人は生活費のうち自立更生費に該当するものについて処分庁に申し立てる機会を逸することとなったといえます。

(3) 以上のことから、処分庁は、本件処分に際し、審査請求人の自立を著しく阻害する可能性があったにもかかわらず、返還額を決定するに当たって必要な自立更生費の有無の具体的な検討や審査請求人への説明及び助言を行わないまま、過払となった保護費の全額の返還を求める判断を行っており、その判断は、判断要素の選択や判断過程に合理性を欠き、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものであるといえます。

したがって、本件処分は処分庁による裁量権の逸脱又は濫用があったものとして、違法又は不当であるといえます。

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決します。

令和5年7月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

(保護・援護課 保護指導係)

